

大崎市発注工事について単品スライド条項を適用します

大崎市では、最近の特定の建設工事材料(資材)価格の高騰を踏まえ、資材価格の変動に対応する工事請負契約書第 25 条第 5 項の「単品スライド条項」を下記のとおり適用します。

本市における単品スライド条項の適用は、今回が初めてとなります。

1 運用基準について

(1) 適用基準日

平成 20 年 9 月 1 日(月)

(2) 対象工事

適用基準日現在で継続中の工事及び適用基準日以降の新規契約工事

(3) 対象資材

鋼材類：H 型鋼，鉄筋，厚板，鋼矢板，鉄鋼二次製品，ガードレール等
燃料油：軽油，ガソリン，混合油，重油等

(4) スライドの対象及び金額

- ・鋼材類と燃料油それぞれについて、実勢価格を用いて再計算した増額分が請負代金額の 1 %を超えた場合に単品スライドの対象となる。
- ・単品スライドの対象となった資材の増額分の合算額から請負代金額の 1 %を控除した金額がスライド額となり、本市が負担する。
- ・運用にあたっては、「工事請負契約書第 25 条第 5 項(単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)」(平成 20 年 7 月 16 日国土交通省)並びに「工事請負契約書第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の運用について」(平成 20 年 7 月 14 日宮城県)を準用する。

(5) 請負代金額の変更手続き

請負業者が、原則として工期末の 2 ヶ月前までに、本市が定める手続きに従い、適用に係る申請を行う。ただし、工期末が平成 20 年 11 月 28 日以前である工事についての適用申請は、9 月 30 日までとする。

【参考】

単品スライド条項(本市工事請負契約書第 25 条第 5 項)

「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲(大崎市)又は乙(請負業者)は、(中略)請負代金額の変更を請求することができる。」

単品スライド条項の運用について（ポイント）

1. 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

「鋼材類」、「燃料油」に分類される各材料（H型鋼，異形棒鋼，軽油など）

【スライド適用の対象工事】

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の材料費を再積算した場合に，当初金額よりも1%以上変動する工事

2. スライド条項の適用手続

(1) 申請時期，契約変更の時期

工期末の2月前までに請求 工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出（必須）

乙は，乙が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価），購入先，搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

(注) 燃料油について証明書類が揃わない場合は，主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは，やむを得ない範囲で，その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

3. スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕 現場に搬入された月の実勢価格

(注) 複数回にわけて搬入した場合は，月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢価格

(注1) 複数回にわけて購入した場合は，月ごとの購入数量で加重平均

(注2) 月ごとの購入数量が不明の場合は，工期中の各月の平均

4. スライド額の計算で用いる対象数量

- ・ 設計図書に記載された数量
- ・ 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは，発注者の設計数量
- ・ 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できる場合は，当該数量

5. スライド額（S）の計算

【鋼材類】{ 搬入月の実勢価格設計時点での実勢価格 } × 対象数量^(上記4)... (注)
+) 【燃料油】{ 購入月の実勢価格設計時点での実勢価格 } × 対象数量^(上記4)... (注)
-) スライド前の請負代金額の1%相当額

スライド額（S）

(注) 乙が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計，燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は，実際の購入代金を用いて計算する。

6. その他

部分引渡しをした工事の部分，部分払の対象となった出来形部分等については，単品スライド条項を適用できない。

乙の求めに応じ，既済部分検査の合格通知に，単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。

工期末が平成20年11月28日以前である工事についての適用申請は，9月30日まで